

産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会（第2回）

議事録

平成28年12月20日8:00～10:00

別館944共用会議室（別館9F）

○白石小委員長　それでは、まだ1分ございますけれども、皆さんおそろいですので、今から、産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会を開催したいと思います。

まず最初に、きょうの出席状況と資料について、事務局より説明をお願いします。

○奥家課長　本日の出席状況であります。家委員、三神委員、森本委員、山崎委員の4名がご欠席ということでございまして、13名の委員の方のご出席をいただいております。開催定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、中谷委員におかれましては、9時半ごろご退席されるということです。

次に、資料についてであります。本日の会合はiPadを使用したペーパーレスにて開催いたします。操作につきまして、お手元の説明紙をごらんください。もしご質問等ございましたら、挙手をいただければ事務局スタッフが対応いたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○白石小委員長　ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

まず最初に、安全保障貿易管理の現状と課題について、それでは説明をお願いいたします。

○奥家課長　それでは、フォルダの中に入っております資料3をごらんください。安全保障貿易管理の現状と課題、対内直接投資の動向ということで、本日はこちらのほうをご説明させていただきたいと思います。

全体、3部構成ということでございまして、2ページ目をごらんいただきたいのですが、我が国における対内直接投資の促進、その次に、世界の対外直接投資の構造変化、そして3番目、各国及び我が国における対内直接投資管理の動向ということで整理をさせていただきます。

1ページお進みいただきまして、まず、対内直接投資の規模ということでございます。我が国の対内直接投資のストックのレベルで申し上げますと、国際的に低いレベルにとどまっているというのが現状でございます。2015年末の残高は、一応過去最高の24.4兆円と

ということではありますが、中国、韓国と比べても半分以下の水準ということがございます。したがって、対内直接投資をもっと拡大しようではないかという取り組みを進めていこうというのが政府の方針でございます。したがって、2020年には現在の残高の倍増を目指して取り組みを進めようということで、政府が現在、さまざまな取り組みを進めつつ旗を振っているというところでございます。

1枚お進めいただきます。対内直接投資に伴い流入する海外のすぐれた経営資源ということでございまして、対内直接投資の効果として、資金だけではなく、海外の市場へのアクセスでありますとか、異能の人材、技術、そういったすぐれた経営資源を積極的に呼び込むことができるだろうということで、対内直接投資の旗を掲げているということでございます。

1枚お進みください。対内直接投資の拡大に向けた取り組みということでございまして、3本の柱で整理しております。1つ目の柱はビジネス環境整備ということでございまして、2015年3月には対内投資推進会議において外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束ということで、こういった約束をする中で積極的に日本に目を向けてほしいと。2つ目の柱は情報発信、3つ目の柱として企業誘致活動、この3本の柱に基づいて政策を進めているというところでございます。

1枚お進めください。参考ということでございますけれども、対日直接投資推進会議というものを立ち上げてございます。2014年4月に取り組み方針を決めまして、その後、随時会議を開催しているということでございます。構成員は、大臣、そしてアドバイザーの方々ということで、政府を挙げての取り組みということでございます。

お進みください。そのような中で、引き続き参考でございますけれども、どのような取り組みをしているのかということでございます。まず、ビジネス環境整備ということでございまして、その中の事例としてグローバル人材を呼び込むということで、新聞などでも報道されておりますけれども、永住許可申請をスムーズにするということで、世界最速級の日本版高度外国人材グリーンカードというような形で銘打った取り組みを進めていこうということでございます。また、外国人の方が日本で暮らしやすいようにするということで、何よりもお子さんの問題は非常に大きいということで、2020年までに日本語指導を必要とする外国人児童生徒全員に対して指導を行うというような方針も掲げています。また、規制・行政手続という観点でございますが、日本の法令はまだ完全に外国語訳を全部されているわけではないということでございまして、2020年までには新たに500以上の法令を外

国語訳して、日本がどういう環境にあるのかということをごできるだけお示しするというところで、取り組みを進めているということをございます。

1枚お進みいただきまして、実際に2015年3月、こういった取り組みの一番初めの形で、わかりやすく海外の方にお約束するというところで、日常生活に言語で困ることがないように、QRコードを活用して小売などで消費ができるようにする。また、無料公衆無線LANを整備する。インターナショナルスクールを設置しやすくするように、設置基準の緩和を促すというような取り組みを進めてきているということをございます。

1枚お進みいただきまして、情報発信ということをございまして、こちらのほうはまさに総理がリーダーシップを発揮していただいております。ロンドン、ニューヨーク、ロサンゼルス、ブリュッセルといったところで、対日投資セミナーで自らご講演をいただいているということ、積極的に情報発信を行っているということ、ところです。

1枚お進みいただきます。また、外国企業誘致の取り組みの事例ということをございですが、こちらはジェットロにおいて誘致体制を強化するというところをございまして、グローバル企業経営幹部へのアプローチを行うということ、産業スペシャリスト、こういった人たちの採用を進める。また、組織的にも外資系企業支援課を新設するという取り組みを進めているということ、ところです。こういった形で対内直接投資を拡大していこうという取り組みを、今、全政府的に進めているという状況をございます。

次の議題ということになってくるわけですが、一方で、世界の対外直接投資の構造というのはどのようになっているのかということについても目配せをしなければいけないだろうということ、12ページにお進みいただけますでしょうか。対内直接投資の拡大を進めると。その一方で、世界の対外直接投資構造もどうも変化をしてきているということ、こちらの理解もすることが必要であろうと考えております。これまで対外直接投資を主に担っていたのは先進国のグループということをございますけれども、2015年でみますと、対外直接投資額の新興・途上国のシェアは、ストックベースで2割に達しています。またフローベースでも約3割ということ、存在感を徐々にではありますけれども、拡大してきているということです。また、クロスボーダーM&Aにつきましても、約2割が新興国、途上国がシェアを占めるようになってきているということ、次のスライド、13ページをございますけれども、こちらのほうをみると、相当様子が変わっているということがわかるようなチャートをご用意させていただいております。

ストックベースで申し上げますと、フローの蓄積になりますので、大きく存在感が変わ

ってくるというのがなかなかみえにくいところがございますけれども、フローでみてきますと、香港、ヴァージン諸島というようなところが2005年には実はトップ10には入っていませんでしたが、香港、中国、ヴァージン諸島といったところが2010年以降、中心的な役割を担うようになってきている。こういった中に、ロシアもまた存在感を示すようになってきているということでございます。

1枚お進みください。こうした対外直接投資で新興国、途上国の中でも存在感が特に増しているのが中国ということでございまして、短期間に大幅な伸びを示しているということでございます。左側のチャートのほうにストック、フロー、ともにお示しをさせていただいておりますけれども、2015年、過去最高を更新したと。この対外直接投資の主要目的としては、投資優遇策を利用したい、新市場を開拓したい、そして先進技術を獲得したい。こういったところを主眼に置いた投資活動を行っているということでございます。

1枚スライドをお進めください。こういう新しい状況の中で、具体的にどのような投資案件があるのかということを経つかご紹介させていただきたいと思っております。

これはアイウエオ順で並べておりますけれども、まず、アイクストロン、これはドイツの半導体製造装置メーカーということでございます。こちらにFGCというファンドが買収をかけたということでございます。ところが、このアイクストロンが担っているのが化合物半導体ということで、パワー半導体の次世代のところの軍事的にも利用される可能性があるものということで、こちらのほうはドイツでは一旦認可を出したのですが、取り消しをして、審査を再開すると。また、12月には、アメリカがアイクストロンのアメリカ子会社の買収計画を禁止する命令を出したということでございます。

IBMのパソコン部門をレノボが買収しました。これはレノボの国際戦略の一環ということで、レノボはここの買収を通じて世界的なメーカーとして活躍しているとともに、シンクパッドのブランドは今も引き続き皆さんに愛用されているということでございます。ウィンウィンということで総括することができるのではないかと思います。

SRテクニクス、こちらはスイスの航空機の整備会社ですけれども、UAEのファンドが買収をいたしました。

オースグリッド、こちらはオーストラリアの電力公社になります。こちらを中国の電力系の事業者が買収をしようと計画したわけですが、こちらはまさに電力安定供給、国の安全保障に関するということで、オーストラリアのほうは阻止をするという決定を下しています。

クカ、ドイツ、こちらは世界の四大ロボットメーカーの1つということでございます。こちらは新聞でも随分報道されておりましたが、中国のメディアグループが買収するということを発表して、現在、相当な出資比率をもう確保しているという状況になっています。

ゲートウェイ、こちらはパソコンで一時期は世界2位、3位のシェアを誇ったわけですが、その後、経営に失敗したと。それを台湾のエイサーが買収して、エイサーが世界的メーカーになるとともに、ゲートウェイブランドは現在も存続しているということでございます。

次のスライドをお願いします。続きまして、サウス・ストリーム・トランスポート、こちらは黒海の海底パイプライン部分の運営で、こちらのほうは露伊仏独の合弁会社が運営していたわけでございますけれども、こちらの株式をロシアのガスプロムがエネルギー世界戦略の一環として完全子会社化を行ったということです。

深圳市の北方投資というケース、こちらはアルミニウムの会社、ロシアのルサルが戦略的な観点から買収を行ったということです。

P&O、P&Oポーツ・ノース・アメリカ、こちらのほうは、アメリカの港湾マネジメント会社の運営権を獲得すべく、UAEのファンドがアプローチをかけたわけですが、こちらはアメリカ議会から反発がありまして、撤退するということになりました。

ファイザー、ドイツ、製薬会社の一部門ですが、ロシアの会社が戦略的な観点から買収を行ったということです。

マイクロン、アメリカの半導体メーカーですが、こちらは中国の清華紫光集団がアプローチをかけたということでございますが、アメリカの対米外国投資委員会からの反対が予想されるということで、撤退したというケースです。

ルミレッズ、オランダ、これはフィリップスの子会社です。こちらは半導体の製造措置メーカーになるのですが、こちらの場合も同じく中国のファンドのほうアプローチをしたのですが、アメリカの対米外国投資委員会からクレームが入るのではないかとということで、取り下げを行ったと。

このような形で、かなり活発に世界的に新興国と途上国企業による投資が行われているということでございます。

次のスライドにお移りください。各国及び我が国における対内直接投資管理の動向ということでございます。

18ページでございますけれども、対内直接投資管理を行っている国の中で、代表的な事

例としてやはりアメリカがあるだろうということでございます。アメリカでは、外国投資及び国家安全保障法、F I N S Aと呼ばれておりますけれども、こちらに基づきまして、政府の各省横断のインターエージェンシーの委員会である対米外国投資委員会、C F I U Sと申します。C F I U Sのほうで監視を行っている。C F I U Sのほうでは、安全保障を脅かすと判断される場合には、外国投資家に対して投資内容の変更、またはアメリカの中の資産を手放すように勧告するということを主務としております。また、審査過程におきまして、国家安全保障に係る脅威を軽減するための措置として、ミティゲーションというのですけれども、外国投資家側と協議をして合意をする、ミティゲーション・アグリーメントを結ぶことが可能になっているということでございます。

これが具体的にどういうものかということを事例を通じてちょっとご紹介させていただきたいと思っております。

2012年でございますけれども、アメリカの電池メーカーのA 1 2 3システムズという会社がございます。こちらに対してワンシャングループが買収の意向を示したというケースでございます。このA 1 2 3システムズは、実はエネルギー省から補助金を受けているということと、軍事関連事業に電池が使われていたということでございます。C F I U Sの審査の過程で、ワンシャングループが軽減措置として、アメリカエネルギー省との政府契約を結んでいる部分及び軍事関連部分については分離をしますということで提案を行うと。それをC F I U Sが受け入れる形で、分社化した形でA 1 2 3システムズをワンシャングループが買収する。政府契約及び軍事関連事業に関わる部分については、米国のナビタス・システムズが買収するというところで決着したというケースでございます。

1枚お進みください。このような形で、アメリカはご案内のとおり、G D Pに占める対内直接投資のストックというのは非常に大きいレベルにあるわけですが、一方で、対内直接投資の管理もまた厳格に行っているということです。そのC F I U Sが最近、これは今年
の2月ですが、外国政府や企業が機微技術に携わるアメリカ企業を買収しようとしている可能性ありと警鐘を鳴らしているということで、審査を慎重に進める傾向が強くなっているというのがみえております。

C F I U Sによる審査件数ということで、2012年、2013年、2014年、ご紹介させていただいています。一番数が多いのは中国ということでございますけれども、アメリカに対して投資を活発に行っているイギリス、カナダ、日本といったところもこれは審査の対象に

入っているということです。

1枚お進めください。アメリカにおける投資管理の概要ということでございまして、こちらは参考でございますけれども、このCFIUSの活動がどのようなものなのかということでございます。左側のボックスでご紹介させていただいておりますけれども、基本的には事後に介入するというので、投資が行われた後、いつの時点であっても介入することが可能という特異な制度になっています。ただ、投資家としては、投資を実施した後に介入されるのではたまらないということでございまして、投資家は任意で事前申請を行っているということで、大抵事前申請で対応されているということでございます。

審査対象は、全ての取引、全ての業種。これは安全保障の観点からチェックをするということです。エンフォースメントにつきましては、これもやや特殊なのですけれども、大統領命令で、こちらは司法審査の対象外となっていると。これを大統領命令に従って地裁が投資の引き揚げ等を実際に執行するというような形で、かなり厳しい体制をもっている。

CFIUSのメンバーですけれども、議決権を有する機関、一義的にまず集まるメンバーは、委員長は財務省が務めておりまして、これに司法省、国土安全保障省、商務省、国防総省、国務省、エネルギー省、通商代表部、OSTPといったところ加わる。あとはまた関係するところが適宜参加する形になっているということでございます。

1枚お進みください。アメリカのCFIUSのほうでは、ガイダンスを公表しております。CFIUSの審査で安全保障の観点から審査に際して考慮すべき要素ということで11項目、こちらは左側でご紹介させていただいております。また、CFIUSの審査で国家安全保障上の検討を行った取引例も提示しているということで、こちらは右側でご紹介させていただいております。

続きまして、対日直接投資の推移というところでございます。対日直接投資は、この10年間、増加傾向で動いているということでございます。特に青い棒グラフでご紹介させていただいておりますけれども、製造業のところに着実に増えているという印象を受けるところでございます。

右側のほうでは、各国、地域からのストックの状況ということでございます。基本的には、先進国がストックベースでいくと非常に大きいということでございます。一方で、2006年と比べた増加率みたいなものをみると、もともとの規模が小さかったということもあるのですけれども、中東、中国、香港、大洋州、こういったところの伸び率が大きいとい

うこととございます。

スライドを1枚お進めください。日本においても対内直接投資管理というものは行っております。日本においては、まず規制方式としては、投資を行う前の事前届け出という形で、事前に届け出を行ってまいります。審査主体は、財務省及び当該届け出に関わる事業を所管している官庁で審査を行うと。対象となるのは、上場企業の10%以上の株取引、もしくは非上場企業は1株以上の株式取得などの場合です。

対象の業種につきましては、国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、または公衆の安全の保護に支障を来すおそれがある業種ということで、軍事転用可能な技術でありますとか、武器、航空機、原子力、また電気、ガス、通信、放送、鉄道といったところが対象になると。また、我が国固有の事情によって対内直接投資を管理しないと困りますということで、OECDに通報しているグループというのがございまして、農林水産業、石油業、皮革・皮革製品製造業、こういったところが含まれているということとございます。

規制の内容につきまして、審査の結果、問題があると認められる場合には、関税・外国為替等審議会の意見を聞いて、その上で内容の変更または中止を勧告。勧告に従わない場合には中止命令まで行くと。命令を発することができるということになっています。

1枚お進みください。こちらのほうは、今ご説明させていただいた内容のフローチャートになります。右方のほうが、先ほどお話しさせていただきました事業所管大臣ということで、業種の観点から事前届け出、もしくは事後届け出を受ける省庁ということとございます。

1枚お進みください。実際に外為法に基づく事前届け出の状況とございます。こちらは2015年度で大体500件ぐらいということとございます。このうちの8割以上が当省、経済産業省所管の業種に関する案件という状況になってございます。

1枚お進みください。経済産業省に届けられているものについてでございます。一応投資の不作為期間は原則30日ということで、この期間内に審査を行うということとございますけれども、投資家の負担を極力軽減するということを意図しておりまして、審査期間を短縮することが可能なので、グリーンフィールド、これは新しく子会社を設置するとかそういうケースです。ロールオーバー、パッシブ・インベストメント、こういったケースについては、原則として5営業日審査に短縮する形で対応しております。したがって、9割以上、一応短く対応するように努力をしていると。

当省、経済産業省のほうに届け出されているうちの約3割が機微技術に関係しています。

デュアルユースでありますとか、武器、航空機、宇宙、原子力に関わる、これが全体の大体3割、6割が電気、ガスといったところに関わるものでございます。

お進みください。これまでの主な対日投資の案件でございます。これもアイウエオ順で紹介させていただいておりますけれども、エルピーダメモリは、アメリカのマイクロン・テクノロジーが買収したというケースでございます。エルピーダのほうは経営再生に成功いたしましたして、マイクロンとも非常にいい関係で、今、日本における生産・開発体制を強化に入っているということで、こちらは成功例というふうに評価できるものだと思います。

旧三洋電機、パナソニックのほうからハイアールのほうに買収がされたケースで、こちらのほうはブランド名が残っています。ハイアールの国際戦略と一致した形で展開されていると。

また、今年話題になりましたけれども、台湾の鴻海がシャープを買収したということで、こちらのほうは今後どういう形で推移していくかなということだと思います。

電源開発、こちらのほうにイギリス、ケイマン諸島のTCIというファンドが出資をしたケースは、唯一、日本において中止命令を受けた事例です。電源開発、Jパワーにつきましては、大間のフルMOX原子力発電所の建設、それとともに、北本といいますけれども、北本連系線、北海道の電力需要が足りなくなった場合に、本州から電力を供給するシステムを管理しているのが、実は電源開発ということでございまして、そういった点を懸念した形で、最終的には中止命令を行ったということでございます。

東芝の白物家電についてメディアが買収したと。こちらにもブランド戦略の一環という形で展開していると。

日本製鋼所の場合は、新聞報道ということでもありますけれども、ロシアのロスアトムが関心を示したというケースです。日本製鋼所は世界で唯一、無溶接の原子力発電所の压力容器を生産できるということで関心が示されたわけですがけれども、日本製鋼所は防衛調達に深くかかわっているということもございまして、いろいろな検討があった中で、届け出には至っていないケースです。

最後、武州製菓のほうを、ベアリング・プライベート・エクイティ・アジア、香港のファンドでございますが、これはベアリングのほうを買収を行って、経営再生に成功しました。現在、武州製菓のほうは中長期的な事業拡大計画を進めているということで、こちらにも典型的な成功例と判断できるのではないかと考えております。

こういった投資案件が進んでいる中で、今年でございますが、技術力が高い企業の例と

してやはりシャープのケースが相当注目されたと理解しております。シャープの例につきましても、やはり技術が流出することがないかというようなことについては懸念も示されております。経団連の榊原会長が記者会見でおっしゃったポイントとして、一般論として、やはり重要な技術が安易に海外に流出しないようにする必要があると。機微技術はきちんと守らなければならないのではないかというようなご指摘をされているということでございます。

日本においてもこういういろいろな投資の動きがあり、いろいろな問題意識がもたれるようになっていっている中で、最後、諸外国の対内直接投資管理制度を比較した形でご紹介させていただいて、私からの説明は終わらせていただきたいと思います。

まず、アメリカ、イギリス、オーストラリア、フランス、ドイツ、日本という形で、各項目ごとに並べてみたものでございます。それぞれ各国ごとに根拠法をもってございます。

規制方式については、事後介入、事前届け出、事前許可という形で、それぞれ各国独自の方式をもっております。事前の許可という形では、オーストラリア、フランスというところをとっている。アメリカ、イギリスが事後介入なのですけれども、投資家が任意の事前申請を行える形になっておりまして、実際には任意の事前申請が普通に行われているということです。

審査主体につきましては、インターエージェンシーの委員会形式のケースと、個別省庁の審査、単独省庁の審査、いろいろなケースがございます。アメリカの場合は、先ほどご紹介させていただきましたように、インターエージェンシーの委員会形式。フランス、ドイツの場合には経済・生産再建・デジタル省、連邦経済・エネルギー省が担当するというような形になっていると。

対象分野、業種については、アメリカ、イギリス、オーストラリアは全ての業種、これは安全保障の観点でみるという形になるわけですがけれども、フランス、ドイツ、日本の場合には、観点を明示しつつ業種を絞るという形で規制対象を設定していると。

規制を行う形態については、外国投資家間の取引ということが1つございます。これは外国投資家から外国投資家に事業部門の買収が行われる場合ということなのですが、こちらのほう、一回海外に出たから、その後チェックをしないということではなくて、全ての国、一応チェックをかけるということでございます。ただ、日本の場合には上場株式の取引のみが規制対象ということで、非上場株式の外国投資家間のやりとりは事前届け出の対象にはなっていません。

投資家との条件協議ということで、こちらのほう、どのような形で問題が発生しないようにするかということで、各国、法律の規定に基づいた対応をしております。日本については規定はございませんが、こういったものは審査の過程で私たちはいろいろ議論はしているということでございます。

事前措置勧告・命令ということでございまして、こちらの場合は、普通、事前届け出を受けている、もしくは事前許可の方式をとっているケースには、事前の措置ということが出てくるわけでございますけれども、実際にアメリカ、イギリスにおいても任意で事前申請を受けているということで、事実上、事前の措置命令のような形で機能しているということでございます。

投資実施後のモニタリングというのが実は極めて重要でございまして、実際に投資が行われた後に約束した内容が守られているかをどう確認していくかということで、アメリカなどは特にここを非常に重視しているということでございます。各国、法律の規定に基づいてモニタリングをする、または個別の行政契約でモニタリングをするという形で、日本においては必要な限度における報告徴収という形で対応しているということです。

事後措置命令、そして制裁ということでございます。事後措置命令につきましては、多くの国で、株式売却命令を含めた原状回復命令でありますとか、そういった是正措置、もしくは中止命令のようなものを行うという形になっております。日本はこの点はございません。

制裁につきましては、各国ともに刑罰の形で担保をとっております。日本におきましても3年以下の懲役もしくは100万円以下ということでございますが、100万円超の場合には3倍にスライドさせて罰則をかけることができるという形で担保しているということでございます。

こちらのほう、資料3の説明でございます。

引き続きまして、本日ご欠席の三神委員からご意見を賜っておりまして、そちらのほうだけ簡単にご紹介をさせていただきたいと思っております。三神委員からは、幾つかのポイントをコメントいただいております。

まず1つ目のポイントでございまして、対内直接投資の拡大の取り組みという観点で、PRの仕方について、日本についてはもう少しターゲット国に対して中規模の日本の企業はこういうものがあるというようなことをうまくPRするような体制を整えるべきではないか。もしくはインベスターリレーションズ、IRを国単位で、ジェトロのような

ところが取り組んでいる、その下のレベル、自治体レベルとかそういったようなところの取り組みが必要ではないかというご指摘です。

続きまして、アメリカの事前に任意に申請してくるという、この事前に届け出をしているケースについて、実際に買収を企業間で話をするときには、普通、NDA、秘密保持契約を結んだ上でやっているはずだけれども、日本においての事前届け出のケースでそういった事前の情報交換に関して秘密保持契約をきちっと結んでいるかどうか、こういったところの意識喚起が必要ではないかというご指摘です。

続きまして、業種の観点でございますけれども、製造のところには設計のところは含まれるのだろうかとか、もしくはデータ交換をしていくことが増えていく中で、クラウドサービスのようなものとかそういったところについても一応注意を払うべきではないでしょうかというご指摘です。

続きまして、外国投資家間取引のところなのですが、上場株式の取引のみの規制の場合、今後増えると思われる事業再編時に事業部門を切り離して売却するようなものが対象外になってしまうケースが出てくるのではないかとご指摘でございます。投資会社間の転売が脱法的に使われるというようなことは少し懸念されるということ。

あと、対内投資促進に伴う制裁金額について、厳格化したほうがいいのではないかとご指摘です。

そのほか、幅広い分野で国際的な統合が進む中で、会計事務所とか特許事務所、こういった専門性の高いところについて、品質を維持していくという観点からの課題もあるのではないかとご指摘をいただいております。

私からは以上でございます。

○白石小委員長　ありがとうございます。この最後のところについては、ぜひ事務局のほうでも検討をお願いしたいと思います。

それから、きょうのテーマではございませんけれども、国立大学協会からご意見の提出がございました。参考資料1として配付させていただいておりますので、これについて三島委員からよろしくお願いたします。

○三島委員　それでは、簡単にコメントだけさせていただきます。参考資料1でございますが、前回の留学生に対する規制に関しての議論がございましたけれども、その後、国立大学協会として種々検討いたしまして、論点をまとめたものが参考資料でございます。

4点見出しがございますけれども、留学生の受け入れに対するスクリーニング、あるい

はその後の機微研究に対する取り扱いの中で、基礎科学の定義であるとか、その条件となる公知、公表といったものに対する考え方、これに対して特許法であるとか、外為法であるとか、いろいろ考え方があるわけですが、その辺をどのように留学生に対して適用していくかということに対する国立大学協会からの要望ということでございますので、これは次回にご議論いただくということでございますので、ご覧いただければというようにお願いいたします。

以上でございます。

○白石小委員長 どうもありがとうございます。それでは、これから対内直接投資について自由に議論していただきたいと思います。どなたからでもどうぞ。はい、どうぞ。

○中谷委員 先に失礼いたします。大きく分けて4点申し上げたいと思います。

第1に、我が国の対内直接投資規制については次のような点を改善すべきだと考えます。

まずモニタリングにつきましては、任意のヒアリングだけでは不十分であり、法律に基づいた立入検査などを認めるべきかと考えます。また、非上場企業の株式について、上場企業と異なる扱いにすることには特段の合理性はなく、特に非上場企業については外資による外資の買収が全く規制できないという法の抜け穴は早急に埋める必要があると考えます。さらに、刑事罰の罰則の大幅な引き上げが必要であることに加えて、行政上の是正措置も設けることによって、状況に応じた柔軟な対応を可能にするような法制度にすることが必要であります。ミティゲーション・アグリーメントも導入することが望ましいと考えております。さらに、インベストジャパンという一般の方針と、国家安全保障に基づく外資規制は、後からも申し上げますように、両立するものでありますが、透明性や説明責任を担保するために規制ガイドラインを整備することが望ましいと考えます。

先ほどご説明にありましたように、米国はCFIUSの審査において考慮すべき事項として11のものを挙げていますが、これを1つの参考として何らかの基準を明示することが考えられるかと思えます。

第2に、国際法の観点から、国家安全保障に基づく外資規制が問題ないということを示し上げておきたいと思えます。

国家安全保障に基づく外資規制は、先進国間で投資の促進を約束し合ったOECDの資本移動自由化コードのもとでも認められ、また、投資保護条約が締結されている場合でも、安全保障に基づく投資規制は認められております。しかも、何が安全保障に基づく投資に該当するかについては、発動国の自己判断に委ねられています。そのことが認められてお

ります。

もつとも、国家安全保障に基づく外資規制は、全く恣意的に発動できるというわけではなくて、例えばOECDやサミットでの宣言により、透明性、予見可能性、説明責任は果たさなければいけないとうたわれておりますが、先ほど申し上げました規制ガイドラインにおいて考慮事項を明示しておけば十分であって、国家安全保障に基づく外資規制が基本的に裁量的にできるということに変わりはありません。

投資保護条約や経済連携協定やTPPで投資の自由化が一般的に合意されておりますが、他方で、国家安全保障に基づく外資規制は容認され続けております。主要各国とも閉めるべきところは閉めていること、さらに最近では国家安全保障に基づく外資規制を強化しているということを、我々は十分自覚しなければいけないかと思えます。

第3に、規制の一方で、外国投資家の負担軽減策も重要であります。負担軽減策として、例えばグリーンフィールド案件については、二度の届け出を課すということは冗長な手続であって不要だと考えます。また、技術導入契約の締結の事前届け出も、日本の国家安全保障を脅かすおそれは考えにくく、日本企業の技術水準の向上にとってマイナスに作用するということが懸念されますので、不要だと考えます。

また、先ほどご説明にありましたように、関連法令の英訳も日本法の透明化に資するものであり、これはどんどん進めていただきたいと思えます。

最後に第4に、この主題は関係官庁間の調整を要する事項であります。真の国益を考えれば、国家安全保障に基づく適切な対応が求められているということは当然であり、オールジャパンの体制で早急に取り組んでいただきたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。まず最初に安井委員、その後、蓑田委員。

○安井委員　　C I S T E Cの総合部会長の安井でございます。

対内直接投資規制につきましては、機微技術の流出防止という目的は、輸出管理と共通するものであり、規制対象も約10年前にほぼ同じに改正されています。輸出管理をしっかりともしても、機微技術を有する企業ごと買収されてしまつては困りますので、実効性を高めるための措置の必要性は理解できるところです。

ただ、前回の技術提供規制の審議の際にも申し上げましたように、経済や学術の国際化、グローバル化の一層の促進という要請も別途あるため、諸外国への誤ったメッセージとな

らないよう、審査基準の透明性確保を含めて慎重にバランスをとっていただくように配慮をお願いしたいと思います。

また、輸出管理の場合は、直接輸出する企業が当事者になりますが、対内直接投資の場合は、輸出していない企業も当事者になるかと思えます。投資される側になりますが、中小企業でも機微技術をもっている企業はあるものの、規制の存在自体、知らない例も少なくありませんので、周知が課題になるかと思えます。

また、これは安全保障輸出管理の枠を超えるのかもしれませんが、機微技術の流失防止という共通目的に立って、科学技術安全保障という視点から省庁横断的な取り組みを要望したいと思います。意図せざる機微技術の流出防止策ということでは、安全保障輸出管理や対内直接投資規制はその1つの施策にすぎません。ほかにテロ等の資金規制、不正競争防止法による秘密情報の保護、サイバーセキュリティー、バイオセキュリティー、さらには特許公開による機微技術の流出、対日有害活動への警戒といった課題があり、相互に密接に関連していると思われそうですが、各担当省庁が縦割りの進めている印象が否めないところではあります。

国家安全保障戦略が策定されておりますが、科学技術安全保障という視点に特化して省庁横断的に検討していただき、包括的なメッセージを出していただくことが望ましいのではないかと感じています。

その科学技術安全保障に関する戦略の検討の中で、産業界として施策の実効性とバランスの確保について、中長期的課題として提起している点について酌み取っていただければと存じます。

以上は意見でなく、関連の要望ということで述べさせていただきました。

追加でもう一点、産業界としてご紹介とお願いがございます。

さきの三島委員が提出されていたドキュメントと同様に、前回の小委員会会合で提起された事項につきまして、C I S T E C、日本機械輸出組合、日本貿易会の関係委員会において留意が必要と思われる点について検討し、3団体連名で12月15日付で経済産業省に提出させていただきました。大きな留意点については前回会合で発言いたしましたので繰り返しません。法令上の制度を実際の企業実務、自主管理に落とし込む際には、大小とりまぜてさまざまな課題をクリアする必要があります。一般の方々からは想像が難しいかもしれませんが、同じ国際レジームの合意の内容であっても、各国の法令への反映段階でのわずかな文言や扱いの違いでプラクティスや実務負担が大きく違ってくるため、ご当局と

さまざまなご相談をすることが日常となっております。

今回の制度改正事項につきましても、実際にどのような文言で規定されるのか、運用基準はどうなるのか、どういうタイミングになるのか等によって対応が大きく変わってまいりますので、具体化の段階で十分な意見交換の機会を確保していただきますよう、お願いいたします。

C I S T E Cからは以上です。ありがとうございました。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。それでは、次に蓑田委員、お願いします。

○蓑田委員　　蓑田です。ありがとうございました。私は、前にいわゆる外資のファンドとして投資に携わった立場でもありますし、同時に、今、経済同友会で経済連携委員会という対日投資促進の委員会の副委員長をやっておりますので、日本になるべく投資を呼び込む、あるいは外資も含めて対日投資を促進すべきだという立場なのです。

ただ、そういう立場であるからこそ、今回のテーマは非常に重たいと思っております、前回は申し上げましたけれども、基本的な私の認識は、日本に対する対内直接投資のレベルは非常に低いということです。今ここで議論されていますけれども、日本が何か非常に大きな投資の波に洗われていて大変だ、日本の技術がどんどん出ていってしまうのだというように考えてはいけないと思います。対内直接投資の残高はまだGDPの5%にも満たない。OECD諸国の対内投資の割合残高というのはGDPの30%を超えているわけでありまして、まだ日本に大きな投資の波は来ていないと数字上はいえるだろうと思います。

ですから、基本的に、この国の中で過去にいろいろな投資の事例があつて、何がよくて何がいけないかということを実例から読み取るにはまだ事例不足であつて、事例をみてください、そうすれば何がよくて何が悪いかわかりますよということとはとてもいえない状況だと思います。

投資を担当した立場からすれば、先ほども出ておりましたけれども、一番困るのは予見可能性がないということです。つまり、何をやったら国、あるいは国家がその投資に対して注文をつけるのかということが判然としていない。漠然とはわかっていますけれども、そこに投資活動をする上では、とりあえずやってみなくてはわからんだろうというようなことがあつて、何が悪いといわれる可能性を必ずしも予見できないというのが、投資をやっている立場としては一番大きな問題で、これは私が属していたKKRという会社の中で対日投資を議論した場合でも全く同じことを向こう側でいっております、一体何が悪い

のだというのがはっきりしないなということだったろうと思います。

したがって、先ほどもさんざん出ておりましたけれども、とにかく基準を明確にすること、何がよくて何が悪いのかということ、特に何が悪いのかということをはっきり明示していただきたいということ、これが多分一番大きい。

アメリカの中で、国家安全保障法による投資の規制については、実はKKRもアメリカの国内の企業、軍事情報を一部もっている会社に投資をしたときに、あらかじめ株主としてはあるところから先は立ち入れないという約束をして投資をしています。したがって、必ずしも国外からではなくて、アメリカの投資ファンドがアメリカの会社に投資をしたときに、ここから先は株主といえどもコントロールをしてはいけなく、情報をとってはいけない、そういう約束をはっきりとして投資をしたということで、アンタッチャブルな場所を設けて投資をするということはある程度あり得ることなので、やはり何が悪いかということがわかっていれば、事前に、あるいは事後に国とお話をして、そういう規制を受け入れるということは投資の世界では常識だと思います。

したがって、対内直接投資の促進をするということと、それからこういう規制をするということは決して矛盾はもちろんしないわけですが、一番いけないのは、恣意的な規制がかかってしまって、何をやったらいいかということがわからないまま、ではやってもいいのねと行って入ったら、実は後出しじゃんけんで、それは本当はだめなのだというようなことなのだろうと思います。この委員会でぜひご議論いただきたいのは、明示的に、どこをどのように規制すべきなのかということをやはりコンセンサスをつくって、それを世に問うということだと思いますし、そうであれば、諸外国からみてその規制の妥当性というのは常に検証できるわけですから、我々としてはそこでスーピングがかかるということだと思います。

以上です。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。それでは、次は青木委員、それから、その後、今井委員、釜委員、どうぞ。

○青木委員　　ありがとうございます。今、対内直接投資は日本がまだまだ不足であるというお話を伺いました。本当にそのとおりだと思います。日本はやはり言語の壁と、それが法律がわからない、商慣行がわからないという壁になっているところが大いだと思います。観光客が努力によってすごく急速にふえましたように、対内直接投資をふやすということについても透明性を向上させていき、そして予見可能性があれば、日本に魅力

のある投資対象がありますので、その辺はずっと改善されると思います。

その点、中谷先生のおっしゃいましたような法律の翻訳をどんどん進めていくということですか、優良な投資については余計な手間をかけないようにするということは、非常に大事なことだと思います。

と同時に、安井委員おっしゃいましたように、科学技術安全保障という観点から、日本の機微な技術が流れていかないように、悪用されないようにしていく工夫をしていかなければいけないということについては2点あるだろうと思います。

1点は、29ページのところに関係するのですが、これはもう待つてはいられない、外為法の改正が必要なのではないかと。さまざまなその下の工夫をすることも必要なのですが、何をしてはいけないのかということについて明確にし、それ以外は自由なのだとすることを示すためにも、外為法の改正が必要な時期に来ていると考えます。

そして、第2に、先ほど対内直接投資に関して、輸出をしない企業であっても機微技術を流出させてしまうというお話がありました。本当にそのとおりだと思います。日本は安全保障貿易管理について、低コストで非常によい成績を上げているということで、諸外国からも研究に来ていますし、私のところに留学生が来て、修士課程で日本の安全保障貿易情報センター、C I S T E Cの自主管理のやり方を研究して論文を書いていた学生も何人もいます。そういう形での官民協力の場、周知の場が、対内直接投資についても、今もう存在しているのかもしれませんが、それをもっと活発化していく必要もあると思いますし、民の声をよく聞き、何が必要なのかということをは話し合っ、実効的な管理ができるようにという場を整えていく必要があると思います。

○白石小委員長　では、どうぞ、今井委員。

○今井委員　ありがとうございます。私も中谷委員が第1点で述べられたことに基本的に賛成ですが、関連して少し申し上げます。

資料3の29ページのところに各国の比較がありまして、大変参考になるのですが、先ほどご説明もありましたように、この最後の事後措置命令、制裁のところをみますと、日本はこの領域においてはかなり低い水準にとどまっているだろうと思います。国家安全保障に関わるような情報や技術が外国に流れた場合には、最終的には刑罰をもって担保し、そういった違法行為を抑制することが必要でしょうから、第一の柱として、この刑罰を、罰金刑が低いですし、また自由刑も軽いので、これらを適正な規模にまで引き上げることが必要かだと思います。

他方で、刑罰は最終的な措置でありますので、流失を防止するという観点からは、行政上の措置をもう少し強力にするように法律を改正することが必要かと思えます。その際、先ほど藪田委員からもおっしゃったように、予見可能性の問題があるわけですが、国家安全保障に関するものをOECDのコードを踏まえて、あるいは例えばイギリスでは個別の行政契約によるモニタリングということもされているようでもありますから、こういった投資がこういった安全保障にかかる技術等に関係しているのかというものをみて、モニタリング等をする際にはどういう観点が必要かを先ほどのミティゲーション・アグリーメントなどの先例を踏まえて判断し、できるだけ投資側に予見可能性を与えつつ、不必要な情報の流出を守るといような制度の構築が必要ではないかと思った次第です。

以上です。

○白石小委員長　　どうも。次は釜委員。

○釜委員　　どうもありがとうございます。経団連の金融・資本市場委員会の委員長を務めておりますIHIの釜でございます。よろしく申し上げます。

資料の28ページに引用されておりました経団連・榊原会長の記者会見における発言にもございますとおり、外国企業による我が国企業の買収によって国内の重要な技術が安易に国外に流出することがないよう、国による何らかの歯止めが必要だと考えております。その場合、問題は、どのような措置を講ずることが技術流出を防止するために最も効果的かということになるわけですが、その点につきましては、資料24ページでご説明がありました審査のフローチャートで申し上げれば、審査の結果、「問題あり」とされた案件に対して出された「変更や中止の勧告」、「命令」がきちんと遵守されることが重要であると考えております。そのためには、変更勧告・命令が遵守されているかどうかをモニタリングする仕組みや、違反に対する措置を検討する必要があると思えます。

もっとも、その手前の事前届出の段階で対象範囲を見直すという考え方もあるかもしれませんが、その場合は、いたずらに審査の手数を増やすだけの結果に終わる恐れがあります。また、資料の前半で強調されております対日直接投資の促進という国の方針にも逆行するように受け取られるような事態も生じかねません。したがって、第1回会合で白石小委員長がご発言され、確認されました、国際化を進めるという当小委員会における検討の基本的方向性に鑑みましても、「問題あり」とされた案件への対処が重要であると考えているところでございます。

もう一点でございますが、国としての判断の透明性を確保する観点から、米国のCFI

USの「審査に関して考慮すべき要素」なども参考に、4つの審査基準について、もう少しブレークダウンすることなども考えられるのではないかと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。それでは、次に、渡井委員。その後、村山委員、佐藤委員。

○渡井委員　　既に出ているご意見と重なるところも多くございますけれども、2点ほど申し上げたいと思います。

まず第1点は、アメリカの動向についてでございますけれども、アメリカが中国の台頭への警戒感を強くもっているというところは事実ではないかと思えます。例えばアメリカ議会にいたしましても、中国資本によるアメリカの国内産業の買収について関心をもつのは当然ですが、それ以外、中国資本が外国の企業を買収するようなケースにつきましても公聴会を開くなど、非常に敏感に反応しているところが印象的ではないかと思えます。

そして、本来、安全保障の見地からの買収というのは、既にご議論にもございますような機微技術に関する買収ということが本来であったと思えますけれども、例えば最近のシンジェンタのケースのように、中国が農薬や食料に関連する企業を買収するとなれば、その領域が重要インフラであるとして、安全保障の問題として取り上げられるようになるという傾向をみますと、規制を強化するという話はあっても、アメリカの新政権のもとで、緩和するという話にはならないのではないかと思えます。

それを踏まえて、29ページの投資管理制度の比較表を拝見しますと、外国投資家間の取引については、日本の規制対象は諸外国の中で一番限られたものになっておりますし、実施後のモニタリングについても、今、既にご議論があったところだと思います。モニタリングが十分にできないということは、行政契約を何か結ぶにしても、事後の制裁をするにしても、どうするかという点にかかわってくると思えます。そして、今申し上げたようなアメリカの中国シフトともいべき状況について、ほかのOECD諸国も追随しているところがあると思えますけれども、投資の自由ということが大原則ではありますが、今の外為法が世界的な規制の見直しですとか強化の動きに取り残されてしまうのではないかと懸念がございます。そこで、中国に代表されるような新興国や途上国の動きについて、外為法はどのように対応していくべきか、その情報を収集する必要があるのではないかとといったようなことについて、お伺いできればと思います。

2点目は、今の日本の外為法の規制ということで同じことになりませけれども、23ページの(1)のところにOECDコードに適合する形で規制を行っている業種ということで、OECDコードに合わせる形で、安全を損ない、公の秩序を妨げ、公衆の安全の保護ということがあります。TCIファンドの事件のときには、公の秩序の維持の問題として扱ったのであったかなとちょっと記憶がございませけれども、この3つのどれに当たるかによって基準が変わるものなのか、変わらないものなのか、それは規制の透明性の話は既に出てきているところですが、やはりアメリカのように整理する必要がありますし、電源開発の扱っている原子力発電事業の他にも多くの事業が、定款をみると恐らくいろいろなことが書いてあるのだろうと想像いたしますが、それからしますと国の安全として扱うこともできそうで、どうやって扱うかによってこの審査にかかわってくる所管大臣の範囲というのも違ってくるかもしれないように思いますので、その点についてのやはり透明化ということとは必要ではないかと考えております。

以上です。

○白石小委員長 次は、村山委員。

○村山委員 同志社大学の村山と申します。前回出席できませんで失礼いたしました。

私の専門が経済安全保障ということで、経済と安全保障をどうバランスさせるかと。そのあたりが専門領域で、デュアルユース技術のことは過去25年間ぐらいフォローしております。それで、同志社大学は京都にありますので、京都の企業との付き合いも非常に多いので、ちょっとそのあたりも話させていただいて、それから対内投資についてお話ししたいと思います。

まず、技術流出なのですけれども、かなり差し迫った問題になっておりまして、これは数年前なのですけれども、実は祇園の中国系バーを通じた技術流出というのがありました。これは、そのバーに京都のハイテクの技術者が集まるような仕掛けがなされて、そこで技術者が設計図をみせたりしていた事例があって、そこに京都府警が捜査に入って摘発したという例なのです。それで、これはかなりシリアスな事例ということで、その後、京都府警と企業団体が一緒になって、京都でものづくり・プリザーブという組織を立ち上げました。これは特に中小企業はそういう認識が非常に低いので、啓蒙活動しつつ、そういう危険性について知ってもらうということで、メールを通じていろいろな注意喚起をして、もう1つは、プリザーブの方がデュアルユースをもっているところに個別訪問をしたのです。そうしたら、いろいろな事例が出てきまして、かなりの技術流出が起こっていることがわ

かったのです。

例えば、これは半導体製造装置の会社なのですけれども、中国人の技術者を雇って、非常に優秀な人だったので、5年間日本でトレーニングして、それで中国の子会社に移って支社長をやらせてもらおうということだったのです。ところが、5年間たつて中国に送ったのですけれども、その送った中国人の親戚の人が同じような会社を立ち上げて、同じ製品をつくり始めたという事例があったのです。だから、こういうかなり巧妙な形で技術流出が起こっているのです、これは地域レベル、地方レベルでもいろいろなことをしていかないといけないという状況になっているかと思えます。

しかし、日本の大方針として、対内直接投資を増大させるということがあります。その一方でこういうことを守らなければいけないということで、まさに経済と安全保障のバランスをどうとるかということが問題になっております。

それで、これはバランスをとる方法は大きくいって2つありまして、1つは、先ほどから話題になっているミティゲーションという問題です。これは安全保障のほうを切り分けて、そちらは買収させないで、経済分野のほうだけ買収してもらおう。そうすれば安全保障を担保しつつ自由貿易が守れるということです。

2つ目が、これはその安全保障にかかる部分をさわらないことを契約に書き込む、あるいは約束するということができると思うのです。先ほどいわれたように、そこはもうさわらないと。ところが、それは非常に結構なのですけれども、それが破られた場合どうするかという問題なのです。これは恐らく訴訟になると思うのですけれども、訴訟に入ってしまうと、その結果が読めないところに入っていくということなのです。

そこでやはり必要なのが、立入検査か何かをして、是正措置を政府ができるということなのです。是正措置ができれば、そこで安全保障と経済の切り分けが明確にできるわけです。だから、ほかの国はどこもそれをやっているわけで、その道具をもっているわけです。ところが、日本はその道具をもっていないから、最後のところで変更された場合の安全保障と経済の切り分けができないという状況になっているので、そこはぜひとも国際基準並みにそろえないとまずいと思えます。

特にこの分野というのは、やはり国際基準にそろえておかないと、そこが穴になってしまうので、そこからどうしても技術が流出してしまう、ターゲットになるということがあるので、ぜひとも国際基準にそろえるということをやっていただきたいと思えます。

以上です。

○白石小委員長　　どうも。では、佐藤委員。

○佐藤委員　　2点ほど申し上げたいと思います。

もう既に出されたポイントをなぞるような形になると思いますが、やはり直接投資の問題を考えるときに我々が考えなければいけない重要な点として、投資の対象は何かということを考える必要があると思います。、さらに、誰が投資をしているのかという視点も加えて考えるべきだと思います。2016年11月に米中経済安全保障委員会が年次報告書を出しています。報告書の提言の第1番目が、中国の政府が所有している企業による対米投資の規制の方法を検討せよ、となっています。

資料21の米国における対内直接投資管理の概要の中で、審査に際し考慮すべき要素として、8番目に外国政府の支配をもたらす可能性という考慮案件があります。特にアメリカの議会においては、この外国政府の支配をもたらす可能性について、非常に重視しているようですし、トランプ政権の下でも、この重要性はさらに強調されると思います。この問題は、日本も何らかの措置を考えていくべきだと思います。

ただ、もちろん投資の現場において、投資先の背後に外国政府がいるかどうかというを企業が個別に判断することはほぼ不可能でしょうから、そこに経済産業省なり、先ほど中谷委員のほうからオールジャパンの体制でという話がありましたけれども、他省庁を組み込んだ、オールジャパンの体制でその投資の詳細を解明していく試みが必要だと思っております。

2番目は、これはもう何回も出されたポイントですけれども、手続の問題として、投資が行われた後のモニタリング、もしくはその投資の内容が適切に行われているかどうかという点についてのトラッキングをどのように強化していくべきなのかということは、非常に重要な点だと思います。

ただ、これは先ほど蓑田委員がおっしゃられたとおり、投資をした後にいろいろな形で政府のインターベンションがあり、安定的な投資活動が阻害される懸念というのは当然持つべきだと思います。、その点は、届け出内容が適切実施されているかどうかを経済産業省が確認する必要があるのでしょうか。もともと揭示された投資内容とは異なった内容で投資活動が展開されていくことに関する、ある程度の管理、監視機能というのは設けるべきだと思いますし、それについての投資家に対する理解というものも求めていくべきなのかなと思いました。

また、最後、村山委員がおっしゃられた是正措置、原状回復の措置というのは、29ペー

ジの一覧表をみても、日本が欠けている措置と考えますので、ここについての内容も書き加えた上で、先ほど青木委員がおっしゃられたように外為法の改正を含めて進めていくべきだと思っております。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。次は、南部委員。

○南部委員　　私のほうから大きく2点で、1点は、スライドでいうと29ページの我が国の事後措置命令、制裁の内容として、「3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金（100万円超の場合、目的物の3倍以下）」ということですが、この表に載っているほかの諸外国に比べますと、罰金の金額でいうと、例えばアメリカなどは円に引き直すと約3,000万円以下又は取引額以下で、オーストラリアでも約1,000万円以下、ドイツだと過料ですが約6,000万円以下というところに比べますと、少ないような印象を受けます。それから、例えば我が国において営業秘密に対する規制、営業秘密侵害罪に関しまして、不正競争防止法では、例えば海外で使用する目的で営業秘密を不正に取得したり開示したりするというようなケースであれば、個人については10年以下の懲役と3,000万以下の罰金で、法人の場合は10億円以下の罰金です。改正によってそのように重罰化されたところでありまして、この営業秘密の侵害に関しては、もちろん営業秘密を所有する企業の同意がないと考えられるケースですので、単純に対日直接投資を通じた技術の流出と平行に考えることはできないのかもしれませんが、それにしても、法律上の手続にのっとりずに行われた対日直接投資によって技術が流出してしまうおそれがあるというところをみますと、やはり今の制裁では少し緩いような印象は受けました。

それから、村山委員や佐藤委員、ほかの先生方からもご意見ありましたけれども、事後措置命令としての中止命令等については、我が国は規定がないということで、これは導入することを検討しないといけないのかなと思います。それは村山委員からご指摘ありましたとおり、我が国だけが抜け穴となってしまうというような状況は避けるべきというところが理由でございます。

ただ、実際、この事後措置命令や制裁を例えば強化した後、それを適用する段階にあつて、どのように実効性のある法の適用、執行ができるのでしょうか。といいますのも、外国企業による投資であるとする、その当事者が日本国内にいないというようなことがありますと、日本の当局がこういった制裁を科すに当たって法律上の手続にのっとり、例えば送達が必要なケースでは、送達を当事者にするために苦勞することも予想されますし、刑事手続に至りましては、被告人が出廷しないと開廷することができないのが原則です。

この辺をどのように実効性のある措置命令なり制裁とするのかということについては、ここに載っています諸外国でどのような運用をして、どのような工夫をしているのかというところの情報交換なども必要で、規定を設けるだけで安心してはならない、その先の適用についても見据えた上で制度の設計をしていかないといけないように思われます。

もう1つは、非常に細かいところで恐縮ですが、我が国の法令の翻訳がまだまだ十分ではないという点、それを充実させるべきではないかというご意見があって、確かにそのようにもいえるかなと思います。実務家として申し上げますと、外国のお客様に対して日本の法令はこうなっていますよとお示しする、あるいは論文を書くに際して引用するに当たっても、そういう翻訳があると非常に便利ではあります。

実際に法務省が提供している日本法令外国語訳データベースシステムというものがあって、昔に比べると大分便利になりましたけれども、ユーザーとしての印象は、結局、法令の改正がすごいスピードでなされている状況の中で、翻訳をせっかくやっていただいても追いついていない、ちょっと古い情報になってしまっている。ちょっとどころではない古さになっていることもありまして、かえってミスリーディングなこともあるかなと。

ということで、翻訳はスピードをもってやればいいのですけれども、非常に難しいところではあります。日本の法律の解釈を正しくできていないと、翻訳も正しくできないのだと思うのですけれども、さらに英語で表現するというのが難しいですし、一生懸命そうやって翻訳したところで、外国の方にみせても、「どういう意味だかわからないから説明してくれ」というようなことになりそうです。私ども弁護士の仕事がふえるという意味では良いのかもしれませんが、先ほど透明性のお話もありましたが、できるだけ新鮮な情報をなるべく早く提供するということが投資を促進するという意味では大事なのだと思うのです。そういう意味では、翻訳にこだわらず、こういう改正がありましたという内容を説明したのもでも良いと思いますので、手段にこだわらず、情報の開示といいますか外国への発信をしていったら良いのではないかなと思います。

以上です。

○白石小委員長　ほかにどなたかございますか。ほかにいかがでしょうか。まだ大分時間がございますので。どうぞ。

○渡井委員　1点だけ、先ほどちょっと言い落としたところがありました。アメリカの規制ですと、大統領の中止命令が出た場合に、それに対して取り消しを求めるなど司法裁判所で争うということができませんし、いろいろな情報にしても情報公開法の適用除外

になっています。そういったアメリカのやり方がいいか悪いかは評価が分かれるところだと思いますけれども、当然、TCIファンドのときの命令は裁判で争うことが可能であったわけですし、その点、アメリカの規制が本当に水も漏らさぬ体制になっているのと比較しますと、今の外為法はかなり落差があるようにみえます。そういった点も、投資の自由を図りつつ、アメリカのような仕組みを参考にしていくということも考慮に値するのではないかと考えました。

以上です。

○白石小委員長　ほかに何かございますか。村山委員。

○村山委員　実はビジネススクールのケーススタディーでこの対内直接投資ということをやっています、電源開発に対してTCIが10%増の株の買い増しをかけて、それに対して経産省がノーといったと。これに対して経産省の対応をどう評価するかということでみんなでディスカッションするのです。そうすると、大体、経産省の判断自体は正しかったらうと。ところが、みんながいうのは、やはり説明が悪いと。これだとわからないと。海外からみたらやはりかなり不満がたまるし、当然、日本が閉鎖的だという印象も与えてしまうのではないかとということで、ここはやはり説明責任というか理由を説明するというのが非常に大事だと思うのです。

中谷委員がいわれたように、アメリカのようにこういう形で出ていけば、かなり納得してもらえらると思うのですけれども、抽象的な、日本語的な、それを英語にしたらまたわからないという話もありますが、そこがはっきりしないとなかなか納得してもらえないというので、どうしても日本の政策に不満というかそれがたまってくる可能性があると思うのです。だから、説明責任というのをしっかりするというのがもう1つのポイントかなという気がいたします。

○白石小委員長　ほかに何かございますか。

もしなければ、まだ40分ほど残っていますけれども、私自身はできる限り座長役に徹しておりますが、きょうの皆さんのご意見を伺っておりますと、ちょっとキーワード的に申しますと、重要なポイントというのは4つぐらいあるのではないかなという印象をもっております。

1つは、先回の例えば大学の国際化のときと全く同じですけれども、投資につきましても対日投資の推進というのは基本中の基本であると。これについては非常に大きな合意があると思います。

第2点目に、規制においては、どう規制するかということであると、基準が明快で、予見可能性をできる限り高くして、もちろん透明度もそのために高くすると。これについても随分多くの方から意見をいただきました。

3番目に、ここのところはなかなかテクニカルな問題があつて難しいのですが、私自身の印象としては、機微技術といったときの機微、センシティブということはどう定義するのかということが、実は何を規制するかというときの何をというところで、やはり重要なのだろうと。

それから、4番目に、規制のレジームをつくっても、それをいかに担保するかということがなければだめなので、モニタリングのシステム、それから事後措置のとり方についても、これは何人かの方も指摘されましたけれども、予見可能性を損なわない形でこれをどうつくっていくのかという、この4点ぐらいが非常に大きな合意としてあつたように思います。

制度というのは、一度つくりますとなかなか変えることができませんので、できる限りいいものをこういう委員の皆さんの合意の上に考えていただければと思います。

ほかに何かございますか。

なければ、寺澤局長、どうぞ、よろしく申し上げます。

○寺澤局長 貿易経済協力局長の寺澤でございます。本日は8時からのスタートということで、役所というのは大体朝が遅いものですから、私の経験では8時からスタートしたことは多分ないのではないかというぐらい……済みません、私だけ朝遅いのかもかもしれませんが、でも、非常にレアな早い時間で、非常に集中して議論ができたのではないかと思います。本当にありがとうございます。

私自身は前回来られなかったものですから、きょうご挨拶を兼ねて簡単にご紹介させていただきます。

貿易経済協力局というのは、おなじみがないのかもしれませんが、実は、それこそきょう話題になった対内直接投資のプロモーションとか、輸出とか輸入のプロモーションとか、インフラ輸出とか、そういう貿易投資をどんどん拡大するという、車でいうアクセルの役割をもった局であり、一方では、貿易投資を管理するという、きょう話題になっているブレーキという役割をもっていると。きょう来ている局の人はほとんどブレーキ役なのですけれども、両方もっているのは私だけなのですが、両方やらなければいけないということで大変なのですけれども、皆さんおっしゃったように、対内直接投資はまだまだ

低いレベルなので、まだまだ足りないということではありますけれども、相当程度一生懸命やっています、規制行政手続の大幅な緩和であるとか、永住権のほうも日本版グリーンカードということでスピーディーに出すことを検討しています。

あと、法令の翻訳も遅いということだったのですけれども、今まで500ぐらいの法令の翻訳が終わったやつを2020年までに倍にしましょうと。それだけだと、法務省だと丁寧にやるものですから間に合わないの、ジェトロのほうで手続と関連資料を、オフィシャルにはならないのですけれども、どんどん翻訳して提供しようということで、プロモーションのほうはもっと一生懸命やろうとしています。

ただ、車と一緒に、アクセルをどんどん吹かそうということであると、当然、適切なブレーキも必要なのだろうということで、対内直接投資拡大のために、アクセルをどんどん吹かすことと、適切なブレーキをもつことというのは矛盾しないどころか、両方必要なのだろうと思っています。そういう意味では、対内直投を拡大するために本当に一生懸命やっている中で、同時に本日の議論があることはとても大切なことだと思っています。

ちなみに、先週、ちょうどワシントンDCに行ってきました、先ほど渡井委員からご指摘があったように、新興国からアメリカへの投資に対する懸念とか議論というのは相当高まっているという印象です、アメリカ以外、ドイツでもそういう議論があるやに聞いております。その意味では、非常にタイムリーな議論だったと思います。

本日は非常に大切なご意見を頂戴しました。いろいろ関係省庁とも議論しなければいけないテーマも多々あったかと思っています。精力的にご議論させていただいて、次回以降の議論のときに私共の考えをまたお示しすることができればと思っています。

本日はどうもありがとうございます。

○白石小委員長　それでは、どうもありがとうございました。

——了——